

飯塚事件の再審開始決定をもとめる要請書

飯塚事件は、1992年の事件発生から30年、2008年の久間三千年さんが死刑執行されてから14年が経過しました。

こんなにも長い時間が経過しているにもかかわらず、飯塚事件の死刑判決と久間さんの死刑執行への社会的関心は高いものがあります。

その関心は、NHKの3時間に及ぶ特別番組（2022, 4, 23）のサブタイトルにもなっている「死刑に処された人物は真犯人だったのか?」という点にあります。

それは、「被告人と犯行との結びつきを証明する直接証拠は存在せず、状況証拠によって証明することのできる個々の状況事実は、そのどれを検討してみても、単独では被告人を犯人と断定することができないのである」（福岡地裁死刑判決・1999, 9, 29）にもかかわらずだされた「死刑判決」に対する国民の「合理的な疑問」です。判決は、今日まで「合理的疑問」を超えていません。

この間、DNA鑑定信用性は完全に崩壊しました。八丁峠の目撃供述の疑問は残されたままです。国民の死刑判決に対する「合理的な疑問」は大きくなるばかりです。

無辜の市民を死刑に処した深刻かつ重大で理不尽な本件は、再審によって久間さんの名誉回復と事件の真実を明らかにすることがもとめられています。貴裁判所が、警察・検察の捜査記録などの手持ち証拠を積極的に取り調べ、再審開始決定をだされるよう心から要請します。

年 月 日

氏 名	住 所

【署名の送付先】〒810-0041 福岡市中央区大名2-2-51-403 TEL092-713-0144

飯塚事件の再審をもとめる福岡の会 日本国民救援会福岡県本部

〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 日本国民救援会愛知県本部

救 援 新 聞
〔1958年6月10日〕
第三種郵便物認可



飯塚事件の証拠リストの開示を求める要請書

飯塚事件発生30周年の昨年（2022年）、NHKBSは「正義の行方～飯塚事件30年後の迷宮～死刑執行された人物は真犯人だったのか?」、日本テレビは「飯塚事件・死刑執行は正しかったのか?」のタイトルで特集番組を放送しました。同年に「飯塚事件の再審をもとめる福岡の会」も結成され、「市民集会」に多くの参加者がありました。

これらの動きは、本件死刑判決と死刑執行に、「死刑判決は正しかったのか?」「もしかしたら無実の市民を死刑にしたのではないか?」など、深刻な疑問や不安が現在も国民や社会に根深くあることを表しています。

司法は、国民や社会の疑問と不安を解決するために直ちに再審をひらくべきです。

第2次再審請求審の新証拠は、「事件当日の午前10時30分頃から11時頃、八木山バイパスで後部座席におびえた様子の女兒を乗せた久間さんとは別の男が運転していた白の軽自動車を見た」というものです。また、当時の新聞には、午後4時半ころ小正（おばさ）交差点付近（読売2/29）で、午前11時頃夜須高原（西日本3/5）で新証言と同じような内容の目撃記事が、さらに午後1時30分から2時半までに本町商店街で3件、同6時45分に嘉穂高校付近で女兒目撃の記事（西日本2/22）が報道されています。

新証言と新聞記事は、いずれも死刑判決（福岡地裁1999年9月）が「午前9時頃までの間に殺害された」とした殺害時刻以降も女兒が生存していたことを証言したもので、判決に重大な疑問をあたえるものです。

裁判所は、3月24日の三者協議で、貴職に「初動捜査の記録」などの証拠リストの開示を勧告しました。しかし、貴職は、5月31日、「開示」拒否を表明しています。

判決は結論で「本件について被告人と犯行との結び付きを証明する直接証拠はせず、状況証拠によって証明することのできる個々の状況事実は、そのどれを検討してみても、単独では被告人を犯人と断定することができない」としています。

貴職は、「公益の代表者」として積極的に証拠開示をおこない、証拠の裏付けで「犯罪事実」を証明すべきです。そして、国民や社会の疑問と不安の解消を図るべきです。私たちは、貴職が積極的に証拠開示をおこなわれるよう要請します。

年 月 日

福岡地方検察庁 御中

団体名 （個人名）

住 所